

平成30年

2月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）2月14日（水） 14：30 ～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（10名）</p> <p>1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5</p> <p>6 小林 修 7 8 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>5 高橋 一隆 7 横田 武 8 久保 安治 12 辻井 正昭</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年2月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず初めに、出席率の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、高橋委員、7番、横田委員、8番、久保委員、12番、辻井委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、飯阪事務局長につきましては、本日、農林課の会計検査のため欠席となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日の議事録署名人は、4番、山千代委員さん、高橋さんが欠席でございますから西辻さんですか。</p>
事務局	<p>6番、小林修委員さん。</p>
会長	<p>小林委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、1ページ、2月委員会議事日程をお開きください。

議案第1号から2号、報告第1号から3号を御審議いただくこととなります。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、万町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は万町で、地目は田1筆、面積は1,335平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳等において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.5キロメートル、徒歩で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕うん機等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用については、周辺農地に注意しながら営農しますとのことでした。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は保全管理されている農地であり、申請者の双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見を承ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号1については許可することといたします。

議案第1号、番号2、納花町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は納花町で、地目は畑1筆、面積は1,361平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議

案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳等において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約1.5キロメートル、軽トラックで約5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は野菜栽培されている農地であり、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見を承ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしと認め、議案第1号、番号2、納花町の物件については許可することといたします。

続きまして、4ページ、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画6件を別表のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、福瀬町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、福瀬町で、地目は畑1筆、面積は1,885平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、タケノコ、野菜栽培をされている農地であり、貸し手、借り手両人に確認いたしました問題ないと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、質疑ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号1、福瀬町の物件については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号2、坪井町、小野田町、仏並町、地番が変わりますがけれども、貸し手、借り手が同じということでございますので、事務局から一括して説明を求めます。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件は、坪井町、小野田町及び仏並町で、地目は田6筆、畑1筆、面積は合わせて4,085平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻畑委員、辻林委員、久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で野菜栽培をすることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見を承ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号2の物件については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号3、浦田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、3番について説明させていただきます。

物件は、浦田町で、地目は田3筆、面積は合わせて1,374平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に意思確認を行い、申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培をすることを確認し、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見を承ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議案第2号、番号3、浦田町の物件については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号4、上代町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　事務局の丸嶋でございます。

議案書6ページ、4番について説明させていただきます。

物件は、上代町で、地目は畑1筆、面積は1,322平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、遊休農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の清水推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、遊休地であるが野菜など作付すべく除草作業を行っている農地であり、貸し手に確認いたしました。申請地を貸すことに同意されています。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号4、上代町の物件については、このとおり決定
することといたします。

続きまして、議案第2号、番号5、6を一括して上程させていただきます。貸し
手、借り手とも、父鬼町、仏並町と同じような場所というようなことでございますの
で、そのような形で事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書6ページ、5番、6番につきまして関連がございますので一括して説明させ
ていただきます。

物件は、九鬼町、坪井町及び小野田町で、地目は田8筆、畑4筆、面積は合わせて
6,081平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分
につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が
ないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻林委員、辻畑委員、久保委員から受けました調査結果を
報告いたします。

現地確認を行い、遊休地と野菜栽培されている農地であり、貸し手が貸すことに同
意され、借り手は申請地で野菜栽培をする予定であり、申請どおり問題ありませんと
報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございま
せんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく
お願いいたします。

事 務 局

説明が終わりました。

これにつきまして質疑、意見を承ります。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号5、6、九鬼町、坪井町、小野田町の物件
については、このとおり決定することといたします。

次に、報告に移ります。

報告第1号、7ページを見てください。

農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知
を別表のとおり確認するものとする。

8 ページを御参照ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので、報告する。

10 ページを御参照ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件、賃貸借権設定2件を専決により受理したので、報告する。

12 ページを御参照ください。

以上で予定されました議事が終了いたしました。

閉会時間15:00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員